

第二節 横浜隣接五郡

一 宿駅と町場

横浜周辺 ここでは、前節で、農業形態によって三つに大別した地域のそれぞれについて、さらに立ち入って検討する。宿駅 相模・武蔵四郡地域のなかで、開港と、それによって始まった維新の動乱との影響がまずあらわれるのは、東海道・甲州街道筋の駅村である。しかし、東海道筋で発生した生麦事件などの外国人殺傷事件は、その大きな政治的影響にもかかわらず、地域住民に直接関わるものではなかった。維新の動乱が、地域住民の生活をゆり動かしたのは、慶応二年（一八六六）、幕府が第二次長州征討の準備をすすめるなかで起こった諸物価の高騰をもって最初とする。この物価騰貴による生活窮迫によって、江戸・横浜に近い東海道駅で、同年五、六、八月に打ちこわしが発生し、同じころ、多摩郡一带、甲州街道筋に広がる武州騒動が起こった（『資料編』10近世(7)六三三）。

打ちこわしは、まず五月二十三日、品川・川崎宿で起こったが、その主体は借家人であった。八月二十九日の藤沢宿の場合（『資料編』10近世(7)六三三）も、打ちこわしの頭取二人は、いずれも借家人、その他逮捕者も、借家人または「地借」人で、ここでは彼らの職業も判明している。すなわち、大工・左官・木挽・薦人足・旅籠屋・居酒屋・刻煙草渡世・農業（一人は持高三石）等で、打ちこわされた側は、持高五八石の高持で薬種・荒物渡世を兼ねる年寄役の家をはじめ、農間升酒・搗米、あるいは雑穀渡世などを営む六戸であった。この打ちこわしには、右の逮捕者のほか、「名前不存もの多人数」が参加しているが、明治

四年現在、藤沢駅のうち西村住民の職業構成(表一・二)から、打ちこわしの原動力となった社会階層の存在が確認できる。

藤沢駅西村の職業構成

藤沢駅は、行政区画としては、大小区制の下では境川を隔てて、高座郡に属する部分と鎌倉郡に属する部分とに分かれ、正式には、高座郡大久保町、坂戸町をもって藤沢駅とする。しかし、幕末には郡境をこえて、事実上一つの町となっていた。後に一八八八(明治二十一年)十二月十四日、市町村制発布にあたり、両郡の諸町が共同して県に提出した「一駅内各町合併郡境変更願」(青木四郎家文書)によれば、高座郡・鎌倉郡それぞれに属する諸町は、「境川ト唱ル一小川ヲ以郡ノ境ト為スト雖トモ、旧時ハ一駅相通シ職務ヲ弁シ、区別アル事ナク況ンヤ、街衢相連、商肆櫛比連担、農家トモ又相接シ、自然一区域トナリ、世人藤沢駅名アルヲ知り、村名アルヲ知ラサルモノ多キニ居リ……民情風俗等毫モ異ナルナク」云々という状態であった。なかで、西村(のちに西富町)は、元来、石高一〇五石余、田四町八反、畑一七町四反余の農村であったが、明治四年の総戸数一四六戸のうち、六七割は、他所から来て西村に居住するにいたった借地(宅地の)・借店人が占めている。これにともない、農家の過半(三七戸)は、これらの者に宅地あるいは店を貸す地主または大家になっており、とくにぬきんでている一戸(戸長青木勝蔵家)は、この村唯一の太物商を営み、宅地を一五人に貸し、他に一二人の店子を持っている。しかし、農家のなかでも、日銭稼ぎや零細な賃仕事に従事する者も多くみられ、階層分化が進んでいることがわかる。ここでは農業はすでに副次的かつ自給的な産業になってしまっている。

ここには、駕籠昇・日雇稼・駄賃稼・賃仕事洗濯を業とする家二五戸(うち農間稼ぎ一戸)のほか、貧切渡世・箸削り渡世・箸作り渡世・綿打ち渡世・按摩など、明らかに零細な自営業者が多数存在していた。さらに、彼らの日常的な需要を対象にした諸業種、医者のうち借店の二家(うち一戸は鍼医)、借店の習字の先生をはじめ、菜湯渡世・古着売買渡世・煮豆屋・餅菓子屋・青物渡世等々、および彼らに主食を斗売りし、慶応二年の米価騰貴時には打ちこわしの対象となった穀物渡世・雑穀・芋

表1-2 明治4年(1871)現在藤沢駅西村(鎌倉郡)の職業別戸数

業種別	専業			農間営業 ()は うち借地	合計
	計	うち借地	うち借店		
農	23戸	8戸	0戸	一戸	23戸
医	2	0	2	2(1)	4
(鍼)	1	0	1	0	1
含	5	1	4	1	6
む)学	4	4	0	2	6
宿	1	0	1	0	1
屋	1	0	1	0	1
世	4	1	3	0	4
屋	1	1	0	0	1
売	1	0	1	0	1
世	2	0	2	1	3
世	1	0	1	0	1
世	1	0	1	0	1
世	2	0	2	8	10
世	1	0	1	0	1
世	1	0	1	0	1
世	1	0	1	0	1
世	2	0	2	1	3
世	2	0	2	1	1
世	2	1	1	2	4
世	1	0	1	0	1
世	0	0	0	1	1
世	2	1	1	2	4
世	1	0	1	0	1
世	0	0	0	1	1
世	0	0	0	1	1
世	3	0	3	0	3
世	4	1	3	1	5
世	0	0	0	1(1)	1
世	1	0	1	0	1
世	1	0	1	0	1
世	2	1	1	0	2
世	0	0	0	2(1)	2
世	0	0	0	1	1
世	0	0	0	1	1
世	1	0	1	0	1
世	1	0	1	0	1
世	1	1	0	0	1
世	1	1	0	0	1
世	1	0	1	0	1
世	1	1	0	0	1
世	1	0	1	0	1
世	6	0	6	6(2)	12
世	5	0	5	2(2)	7
世	6	0	6	6(3)	12
世	2	0	2	3(1)	5
世	10	2	8	一	10
計	103	23	65	43(11)	146

内 借地人 32

借店人 65

小計 97

注 1 明治4年5月「伍長規則証 西村」(青木四郎家文書)より作成。

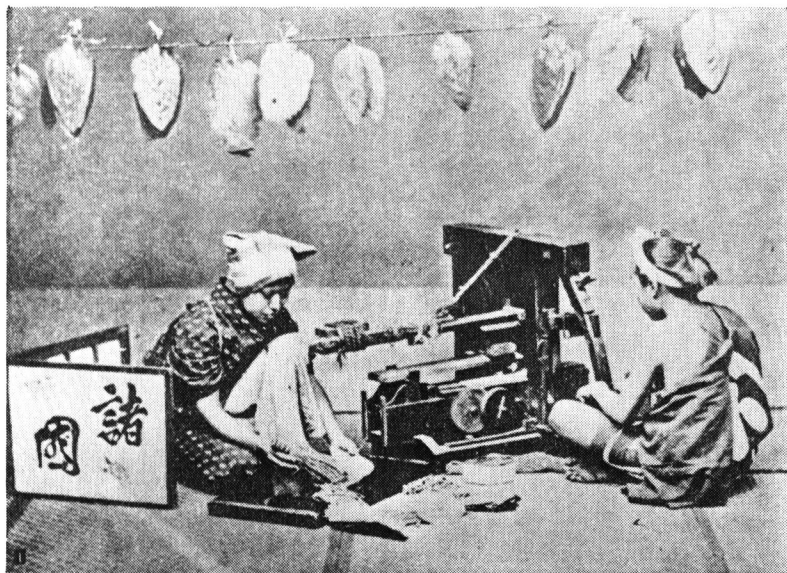
2 ここで借地とは宅地の借地をいう。

3 表中「無職」の大部分は、いわゆる「鰥寡孤独」の家である。また、大工職などの業種は、必ずしも零細な職人とはばかりはいえない。大工職のうち借店の一戸大貫兵吉家は、後年(1880年)鎌倉郡の同業者中最大の稼ぎ高をあげている棟梁である。



図1 - 1 藤沢駅地図 (1890年)

建設省国土地理院



家内作業中の煙草屋

『続巻 写された幕末1』より

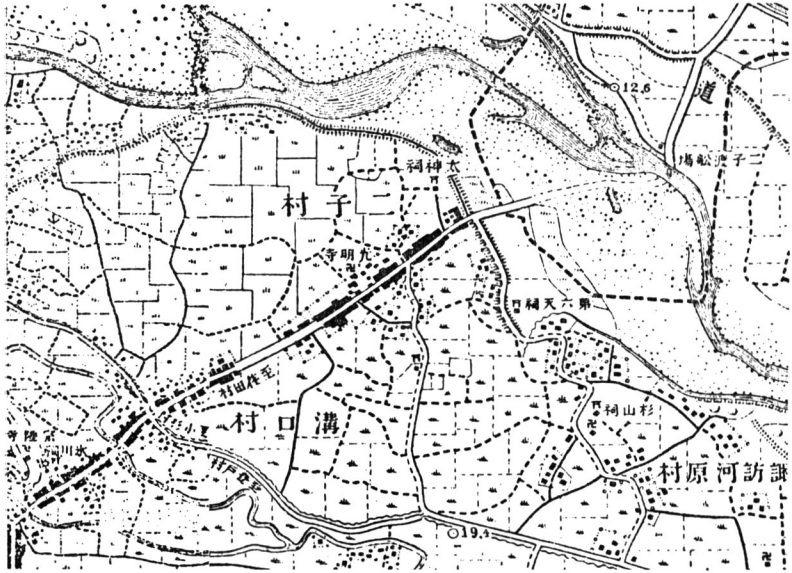


図1-2 二子村・溝ノ口村地図（1885年）

建設省国土地理院

橋樹郡二子村・溝ノ口村 矢倉沢往還の橋樹郡二子村・溝ノ口村などがその一例である。

口を有する他の東海道宿駅―神奈川・保土ヶ谷・川崎・戸塚―にも共通していたとすれば、慶応二年の打ちこわしが、これらの宿駅で連鎖的に起こったことを理解できる（表1-3）。やや後の数字であるが、一八七七（明治十）年現在、藤沢駅の戸口は、一一九六戸、五六八九人で、横浜周辺五郡で、この程度の戸口をもつ町場は、三崎町・城ヶ島村・浦賀町などの漁村を別とすれば、右の四つの東海道宿駅があるのみであった。

表1-3 東海道宿駅における戸数

宿 駅 名	戸数	人口
神 奈 川 駅	2,129	9,153
保 土 ヶ 谷 駅	917	4,105
川 崎 駅	821	3,046
戸 塚 駅	991	5,106
藤 沢 駅	1,196	5,689

注 1878（明治11）年『神奈川県治一覽表』により作成（1877年1月1日現在）

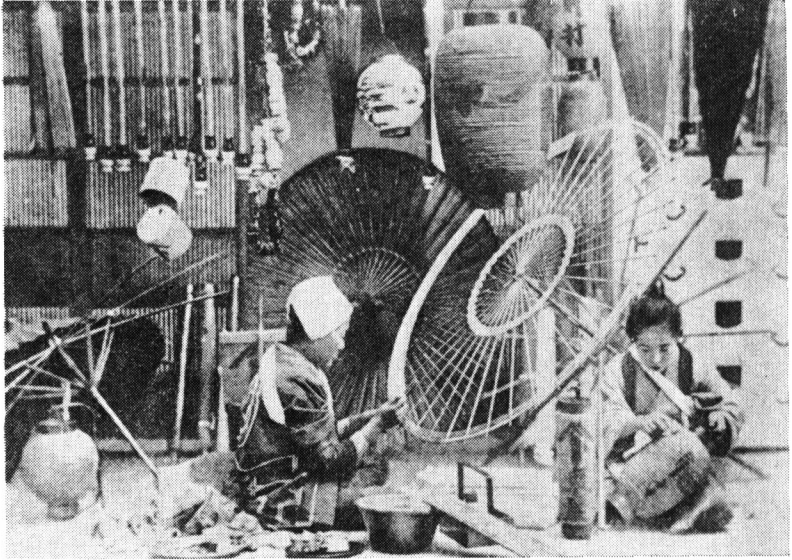
渡世が存在する。このような、米価など諸色の高騰が、直ちに生活困難をもたらすその日暮らしの労働者、零細な職人・商人らの存在が、藤沢駅とほぼ同規模の戸

表1-4 橘樹郡のうち溝ノ口村ほか17か村の職業構成 1873（明治6）年

村名	(1) 総戸数	うち				農 業 比	業 率	(2) 借家数	(3) 荷車数	(4) 人力車
		農	工	商	雑					
二子村	86	40	23	22	1	46.5%	2	12	7	
溝ノ口村	110	58	23	21(10)	5	52.7	16	25	4	
馬絹村	110	95	13(13)	2(2)	0	86.3	0	6	0	
上野川村	64	60	4	0	0	93.7	0			
下作延村	88	74	8	4	2	84.0	0	8	0	
久本村	38	31	5(3)	2	0	81.5	2	9	0	
子母口村*	43	38	4	1	0	88.3	0	7	0	
岩川村	35	26	5	3	1	74.2	0			
下野川村	71	60	6	5	0	84.5	0			
有馬村	96	88	5	0	3	91.6	0	7	0	
久地村	79	58	14(14)	7	0	73.4	0	4	0	
清沢村	46	39	6	1	0	84.7	0			
坂戸村	40	34	2(2)	4(4)	0	85.0	0	2	0	
末長村	73	72	1	0	0	98.6	0	15	0	
上小田中村	120	91	6(6)	21(21)	2	75.8	0	15	5	
下小田中村	105	93	6	5	1	88.5	0	27	0	
土橋村	45	42	3	0	0	93.3	0	2	0	
新城村	43	41	2(2)	0	0	95.3	0	2	0	

- 注 1 () はうち農業兼業の戸数。
 2 *子母口村は寺領上知分のみ。
 3 二子村のみ明治5年現在, 他は6年2月又は5月。
 4 (1)は「数目調書」により作成。(2)は1874年4月「田畑反別戸数人員其他総計簿, 第5区」により作成。(3)(4)は1878(明治11)年「諸営業数目録5大区」より作成。

矢倉沢往還は、東京渋谷から出て、多摩川を越えて橘樹郡二子村にいたり、溝ノ口村・長津田村を通り下鶴間村で相模野を横断し、厚木町・伊勢原村・曾屋村・岡本村を経て矢倉沢村から足柄峠を駿河に抜ける街道で、大山詣りや富士詣が、しばしば利用した脇往還である。また、後述するように、慶応三年（一八六七）十二月十四日、三田薩摩藩邸を發した浪士三一人（『資料編』10近世(7)卷七）は、なぎなた・槍・鉄砲を持って途中からの往還を通り、鶴間村一泊ののち厚木町を経て愛甲郡下荻野村荻野山中陣屋にいたっている。脇往還のため、東海道と違って幕府の取締りが弱く幕末には武器を持った浪士の通行さえ可能だったのである（とくに鶴間村出發の際は馬一五疋を徴発している）。一八七八（明治十二）年現在村別荷車台数（農業用荷車を含ま



傘職

『続巻 写された幕末1』より

ない)の多さは、幕末以来の矢倉沢・中原往還における物資運
 輸の繁栄をうかがわせる。橘樹・都筑郡内の矢倉沢往還沿い村
 村のなかでは、溝ノ口村が最大の町場をなし、これに二子村は
 ほとんど連接している。一八七四年四月現在で、溝ノ口村戸
 数一三三戸、人員七二二人、二子村戸数八八戸、人員四九三人
 (一八七四年四月「田畑反別戸数人員其他総計簿 第九区」、筑波大
 学蔵 田村家文書)。前掲東海道宿駅に比すれば、一〇分の一程度
 の規模で、近隣農村と比べて戸数が特に多いわけではない。し
 かし、この二か村は、農家が総戸数の半ばに止まり、農家割合が
 七三―九〇割におよぶ近隣農村と明らかに異った町場の様相を
 示している。この職業別区分(表一・四)では、日雇稼・駄賃稼
 はほとんど調査されておらず、また二子村では農間稼ぎか否か
 が不明である。しかし、二子村・溝ノ口村には、とくに後者で
 の借家数や荷車・人力車数の多さから、表には掲げられていな
 い駄賃稼・車夫等の存在をうかがいうる。さらに工・商・雑の
 内訳をみると(表一・四・一・五)宿駅の特徴である、喰物飯店
 ・料理休泊所・菓子商・湯屋などの諸業のほか、下駄職・草履

表1-6 明治5(6)年特産物(橘樹郡二子村・溝ノ口村)

品目	二子村	溝ノ口村
絞ろう製	油く茶 30樽 32貫 15貫	35樽 200貫 200貫
桑	12束	0
生濁清醬木足	糸酒 3貫 酒油 20石 綿 0 0	0 0 15石 10,000樽
傘柄物竹	傘 15貫 柄 0 草履 0 柿 0	0 20,000足 15,000本 80,000本 70,000足 5駄

注 表1-5と同じ

作り・足袋職・煙草刻み職・傘職など、周囲の農山村で産する原料を加工する職人による小規模な手工業や、同じく周村の農産物(米・菜種・大豆・茶など)を用いた酒造・絞油・醬油製造・製茶業が存在している。表1-5と1-6を照合すると、たとえば二子村に傘職四人がいて、溝ノ口村には皆無だが、物産では、溝ノ口村で傘年産一万五〇〇〇本とあって、二子村は皆無である。濁酒・足駄の場合も同様である。二子村に居住する職人が、溝ノ口村の作業場で傘を作っているのか、あるいは二子村で製造した傘が溝ノ口村の間屋で売られているためか、種々の理由が考えられるが、いずれにせよ、両村は接続して一つの町場を成しているの

表1-5 明治5(6)年現在 工・商・雑業の内容

業種別	戸(人)	
	二子村	溝ノ口村
職	2	1
	4	1
職	1	0
	1	0
職	1	0
	2	1
職	1	0
	2	0
職	4	0
	4	0
職	1	1
	0	1
職	0	2
	1	9
職	2	1
	1	3 ⁽³⁾
職	1	10 ⁽⁰⁾
	3	0
職	1	0
	2	0
職	1	0
	4	0
職	1	2 ⁽⁰⁾
	3	1 ⁽⁰⁾
職	1	3 ⁽⁰⁾
	0	0
職	0	2 ⁽⁰⁾
	0	1 ⁽⁰⁾
職	0	1 ⁽⁰⁾
	0	2
職	0	2
	0	1
職	1	1
	0	4

注 1 明治5-6年「数目調書」より作成(二子村明治5年、溝ノ口村明治6年5月)。
 2 溝ノ口村には他に医1私塾1馬医1がいる。
 3 溝ノ口村()内の数字は、うち農間稼ぎの数を示す。
 4 表1-4(明治5, 6年現在)の業種別戸数と、本表の数とはかなり異なる。5年から9年へかけての営業者が増大したのではなく、表1-4の場合の調査不備(日雇・駄賃稼ぎを把握していないことにも示されている)によると考えられる。表1-5は、地方税(営業雑種税)徴収の基礎資料で、戸数はほぼ正確と思われる。

表1-7 1876(明治9)年7月現在1か月平均売上高
(旅籠・煮売・居酒・蕎麦)

業種別・人名		1か月上平均高	同左(兼業種目)
旅籠	小池亦左衛門(二)	7.201	20.938(料理)
	嶋崎半兵衛(溝)	18.000	12.167(〃)
	鈴木慶蔵(〃)	4.98	
	村田文次郎(〃)	1.47	1.998(鰻)
	石川市郎兵衛(〃)	0.80	
	鈴木嘉兵衛(〃)	2.414	9.512(料理)
煮売	木村栄顕(二)	3.527	
	森谷久太郎(〃)	2.132	
	大貫吉之丞(〃)	1.912	
	上田富五郎(溝)	0.817	(村田七郎右衛門借地)
	鈴木浅蔵(〃)	0.275	(中村某借地)
	水野源太郎(〃)	4.01	
居酒	林清右衛門(〃)	7.518	
蕎麦	林平三郎(〃)	1.232	
	林源助(〃)	1.10	
	鈴木丈助(〃)	2.767	
	鈴木新右衛門(〃)	0.645	
	広沢亀吉(〃)	2.478	

注 1 「明治9年7月ヨリ煮売々揚高書上 区務所」(田村家文書)より作成。
 2 (二)は二子村,(溝)は溝ノ口村。
 3 1か月平均売上高は1876年1-6月までの半年平均高。

世などの営業規模をみよう(表1-7)。
 旅籠兼料亭を営む三戸は、年間売上高が一四三円余から三六二円に達する。溝ノ口村の一八七六年一-六月中、米一石平均価

で、両村あわせてとらえるべきであろう。

また、溝ノ口村では、箒製造、溝ノ口・二子両村で、ろうそく製造がなされている(表1-6)。竹皮草履を例にとると、これを九戸の草履作り職が、一戸平均年間生産額七七七七を製造している。年間三〇〇日働くとして、一戸一日約二六足の生産にすぎない。きわめて零細な、精々家族の婦女子を補助者とする程度の作業で、おそらく冬季節だけか、夜なべ仕事に限られていたと思われる。原料は、下野川村から筍(たけのこ)二六駄の産出が記録されており、同村辺りからの供給で充分賄われたであろう。

ついで、この両村に集中している旅籠屋・料理屋・居酒屋・煮売渡世・鰻渡世・蕎麦渡

格六円九六錢八厘〔米麦価書上〕前掲田村家文書〕で米に換算すると、二〇石五二二余から五一石九五一余の現米収入に相当する。この地域の平均的水田小作料額、中田一反当たり八斗で換算すると、右の収入は、ほぼ水田二町六反一六町五反からの収入に匹敵する（もちろん売上高は純所得ではないが、小作料収入も、地租・地方税・村入費を控除しなくては純所得にはならない。ここでは、粗収入を対比することによって、営業規模のおおよその見当づけを行った）。

これら三戸は、村での富裕層に属するといえる。ほかの旅籠はいずれも小さく、木賃宿であろう。煮売渡世の売上高と大差ない収入である。煮売渡世は、平均して一戸一か月二円一錢余の売上げである。これは年間約三石六三七の米を得たことと等しく、近村での米反収で換算すると、この額は、水田約三反三畝を自作して得る收穫米に等しい（一八七九年橋樹郡末長村「稲作概算」高津区 中山家文書）。煮売渡世専業で家族を養うことは、かなり困難で、とくに借地人二名はこれのみでは生活不可能であろう。蕎麦渡世の場合は、困難の程度はさらに著しい。一方でわずかでも農業を営んでいなければ、米価など諸色の高騰によって直ちに飢餓に直面することになりかねない。

注

- (1) なおこの戸数中に杜寺は含まない。したがって、表一・四の戸数と少異がある。
- (2) 表一・七に掲げた一か月平均売上高は一八七六（明治九）年の一―六月の毎月売上高を平均したもので、米価も同じ期間の平均をとった。
- (3) 橋樹郡末長村、都筑郡下谷本村のばあい〔明治八年十月、反当地位書上〕をとりあげた（末長村は川崎市高津区 中山清家文書、下谷本村は横浜市緑区 吉浜俊彦家文書）。

二 農村

溝ノ口周 町場をなす二子・溝ノ口村と対照的に、その周辺の村々は、農家が支配的で、大工・鍛冶・木挽・杣・石屋・辺の農村 桶屋・草屋根葺・左官・紺屋・畳刺・綿打・建具職などが、おおむね村に一戸、または数か村に一戸所在し、

また、質屋・穀物渡世・居酒屋・濁酒造り・絞油渡世・菓子屋・髪結なども適当に散在している。ただ、下駄職が久本・坂戸村にそれぞれ二戸、傘職が清沢村に三戸あって局地的な特産物製造があることをうかがわせる。要するに、近世以来、さしたる変化もない安定した関東農村の姿がここに見られる。各村では、蕎麦・粟・稗・黍等、雑穀や麦・大豆・菜種が土地に応じた割合で栽培されている。なかで、多摩川に沿う水利の便が悪い砂礫土地帯では木綿が栽培され、久地村で一〇〇貫、上小田中村で一〇〇貫、下小田中村で八〇貫、新城村で三二貫の産出がみられる。山間部に入ると、炭薪や蓼製品(草鞋・繩)の生産がある。炭・薪は、馬絹村で炭一二〇駄、薪三五〇駄、上野川村で炭五〇駄、薪三〇〇〇束、下野川村で、炭七〇駄、薪二二〇束が生産されている。上・下野川村では、さらに草鞋・繩およびこの地の竹を原料とした筆(二〇四貫)、傘(三〇〇本)、筍(二六駄)の産出がある。下野川村では、毎年十二月八日から十二日まで影向寺境内で市が立つ(現在は十一月三―四日)が、傘・筆などは、このとき取引されるのであろう。以上の特産物は、いずれも量は多くなく、局地的な需要をみたす程度のものである。注意すべきは、この一帯には、まだほとんど養蚕が入っていない。わずかに子母口村で二石四斗の繭産出をみるのみである。したがって、製糸も、二子村で三貫の製造があるにすぎない。二子村では、多摩川堤内地などへの桑の栽植が進んでいるようだが(桑十二束)、この村だけの現象でしかない。茶についても同様で、前述のように、二子村と溝ノ口村で計二一五貫



現在も開かれている影向寺の市（1980年）

の生産があるほか、馬絹村で五貫の生産があるに止まる。茶樹は、どの村にもあるが、自家用に供するだけである。溝ノ口村などでの製茶は、これら周村から少量ずつ集めてきた生葉を原料としているのであろう。前節でのべたように、いまだ開港による経済的影響を被っていない姿がここにみられる。

第五区三番組 諸村の農業

以上の農村地帯のなかから、第五区三番組に属する上小田中・下小田中・新城・坂戸の四か村をとりあげ、農産物商品化の程度を明らかにする（表一八）。

この四か村は、矢倉沢往還とその南部を雁行する中原往還とに挟まれる位置にあり、この両道と直角に、中野島・宿河原村地先で多摩川から引水する稲毛・川崎二ヶ領用水が貫流している。この一帯は、高場で水田用水が不足勝ちのため、前述のように木綿が作付されているが、綿はすべて自家用である。繰綿にされ農閑期の婦女子の夜なべ仕事で、布に織られ、自家用の衣服に供されるのであろう。商品化される農産物の主なものは米で、収穫高の五・八割（明治六年）ないしは七・三割（同五年）ほどが

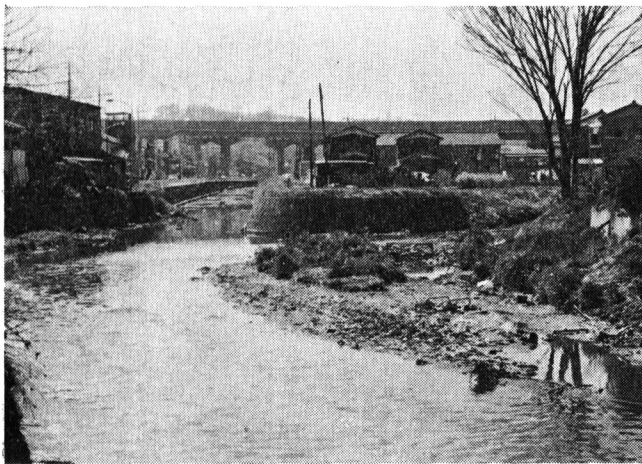
表1-8 明治5,6年自用費消・移出別農産物
(橋樹郡上小田中・下小田中・新城・坂戸村)

品目	商品化生産物		品目	自給作物	
	明治5年	明治6年		明治5年	明治6年
米 貢納	石 661.8	石 668.9	大小	石 841.9	石 916.3
自消	1,091.7	1,075.4	大小	100.6	94.1
移出	138.1	106.7	大豆	190.5	148.2
菜種 自消	5.8	4.1	大豆	5.5	5.4
移出	51.8	48.4	粟	98.0	78.6
大角豆 自消	1.2	7.3	稗	42.0	40.0
移出	7.3	0.0	黍	18.0	14.5
空豆 //	12.0	12.2	胡	2.1	2.0
柿 //	30駄半	24駄	ソ	20.5	23.6
浅草紙 //	6,500状	8,250状	綿	215貫	186貫
足駄 //	4,500足	5,300足			
繩 //	7,700房	7,500房			
馬沓 //	44,300足	37,450足			
草鞋 //	2,750足	3,660足			
俵 //	28,850枚	28,160枚			
菰 //	1,270枚	2,020枚			
酒 //	60樽	37樽			
濁酒 //	55石	45石			
油 //	36樽	88樽			
醬油 //	1,500樽	3,000樽			

注 1 1874(明治7)年1月第5区3番組「物産調査」より作成。
2 自消とは自用費消。

現金収入源は菜種(および菜種油)であろう。大角豆は、商品化の量も少なく、毎年販売されるとは限らない。また、浅草紙の製造がみられる。さきの一八七三(明治六)年各村「数目調査」には紙漉き職、紙屑渡世の記載はない。これ

販売されるが、その金額は、菜種・大角豆・そら豆の販売高合計をはるかに凌いでいる。また、米の自用費消のなかには、村内で製造販売する酒の原料米も含まれており、さらに副産物の藁を用いて、馬沓・塩俵・菰が作られ販売される。藁製品の加工は、農家の副業として農閑期にされるのであろう。なかで塩俵は、同じ橋樹郡の海岸部大師河原の塩田で産出する塩の容器に供給し、馬沓は、街道の馬方の需要にこたえるものである。いずれも遠隔地への販売を目的としていない。この地農民にとって、水田稲作は、最大の現金収入源として重要な意味をもっている。農産物でこれにつぐ



現在の二ヶ領用水（久地付近）

が粗漏によるのでなければ、この製造も農家の余業ということになる。足駄については、坂戸村に二戸の下駄職の記載がある。一戸当たり一年約二五〇〇足、年間三〇〇日働くとすれば、一日八足の生産で、溝ノ口・二子村の足駄生産規模の半ばにも達しない。これも農間余業であろう。

橋樹郡末長村の農民

前述四か村と隣接する末長村は、ほぼ同じ自然条件の農村である。明治三年（一八七〇）二月、同村は、溝ノ口・久本・新作・清沢・岩川・子母口、坂戸の各村とともに、当時県が計画した横浜水道布設に反対して嘆願書を提出している。

横浜市街地の飲料水供給のための水道建設は、明治三年初めころ県によって計画され実行に移された。その計画は、多摩郡中野嶋村および橋樹郡宿河原村先で多摩川から引水する稲毛・川崎二ヶ領用水を久地村地内字いやのめで分水し、ここから新たに建設する上水路で、横浜表へ引水しようとするものであった。嘆願書はこの計画に反対したものである。県は、この計画にもとづき工部省土木司による測量を行ったようであるが、「地理準せざる所あり、経費巨大なるを以て」（『神奈川県史料』第二卷一七五ページ）、計画を中止した。この嘆願書に示された地元村々の反対もこれにあずかって力があつたと思われる。以後、県は改めて、添田七郎右衛門（市場村名主、後に知通）の議を入れ、二ヶ領用水の井筋を拡大整備して、

表1-9 明治5年(1872) 橘樹郡末長村物産

品目	自用費消	移出	計
米	石 220.0	石 22.6	石 422.1*
大小	麦 289.5	0.0	289.5
菜	麦 30.5	29.0	59.5
大小	種 9.7	0.0	9.7
豆	豆 28.0	11.9	39.9
粟	13.2	0.0	13.2
稗	58.6	0.0	58.6
胡	62.4	0.0	62.4
麻	2.8	0.0	2.8
柿	—	100駄(131円)	
繩	—	15,000房(7円50)	
馬	杳 1—	6,000束(5円40)	

注 1 「物産表」(高津区 中山家文書)より作成。
 2 *米合計中には貢納分179石5をも含む。
 3 柿1駄は14貫目、価額は1874(明治7)年の価格を用い推算した(繩・馬杳も同様)。

る(この年は豊作であったようで、一八七四年の産額は三〇駄(四二円)にすぎない)。

前記四か村に比べると、足駄・塩俵・浅草紙・酒などの特産を欠くという点で、さらに平凡な農村である。そして、主産物の米の約四二・五割を現物で貢納⁽¹⁾していた幕末・維新时期では、冬から春にかけての間の夫食^{ぶじき}に事欠き、米などの諸物価騰貴のため、不足分の購入も充分にできず、農民は麦の収穫まで持ちこたえるのに苦しむ有様であった。この時期の末長村農民の石高構成は表一〇のごとくである。ここでも、営業税賦課の対象とならない日雇稼などは表からもれている。しかし、明治

流末鹿島田村まで、そのまま利用し、そこから横浜上水を分水する計画に改め、一八七三年十二月にいたって、旧関内はほぼ竣成をみた。さて、その嘆願書は、右諸村一帯の水利条件等を次のようにべている。

……当村之儀は、一体地所高場ニ而、平常水乏敷、在来之用水ニ而ハ水引足リ不申、雨水相待田方養いたし来リ候土地柄、殊ニ近年違作打続物価高直ニ而、村々疲弊致、銘々夫食引足リ兼、麦作取入迄之凌難相成、一同心痛罷在候……(明治三年二月 上水引方ニ付嘆願書)川崎市高津区 中山清家文書)

この村も、水田―稲作主体の村で(表一〇九)、商品化されるのは、米を主とし(商品化率五・四割)、ほかにその副産物の縄・馬杳、畑作物では若干の小麦・大豆、特産物では柿が一〇〇駄販売されている。

四年十一月末長村「諸職人手間書上帳」は、当時の物価騰貴に応じて賃金の「当分増」の協定を行ったものだが、大工・桶工・草屋根葺・木挽・根伐職のほか、農日雇や「小荷駄馬等稼方」が存在していたことが示されている。七二戸の農家のうち農業だけで経営を維持している層は、最上層のみである。持高三〇石台の二戸は明治二年現在いづれも名主役で、下男一人、下女一人および下男二人を雇用している。二二石の一戸とともにいづれも馬を所有する。持高一〇石以上層一七戸は、内に名主役一人、年寄役四人、百姓代兼年寄一人、百姓代一人を含む上層農である。うち六戸（三五割）が兼業を持つが、醤油絞職という農産加工業のほか、杣・草屋根葺・木挽（二三）、大工兼木挽である。これらは、たとえば、芹田惣治郎家では、長男清五郎が農業、惣次郎が木挽に従事し、また芹田彦七家では、彦七が大工、長男甚五郎が農業、次男平蔵が木挽というように、すべて家族内で分担されているのを特色とする。なお、この村（および近傍）での木挽には、「海方」と「山方」の二種がある。前者は、山から積み出された木材を河岸で挽板にする仕事で、後者は、山元で木材を挽割りする仕事である。

次の持高五—一〇石層では、兼業農家が六〇割に達する。兼業の内容は、穀物・鶏売買（二戸）・玉子売買・小間物渡世・下駄職・ごまめ売買・木挽・杣と雑多だが、経営のなかでの兼業の占める比重は高い。関口福松家（持高九石余）では、福松自身が穀物売買を、養子鎌吉が鶏売買を営み、また渋谷庄三郎家（持高六石余）のごとく戸主自身が鶏売買を営むなどの例が多い。

持高五石以下層になると、かえって兼業農家の比重は減ずる。日雇稼・駄賃稼が調査もれになっていることがその一因であろう。しかし、それだけではなく、家族の一部、主に子供を他家へ奉公に出している家の多いことが、この層の特色である。渋谷そめ家（持高二石四斗）は、長男卯三郎が菓子渡世を営み、ほかに二十一歳の娘を二子村子之吉方へ、十六歳の倅を中村弥平方へ奉公に出している。また、芹田市太郎家（持高二石六斗）は、市太郎自身が、あめ渡世をするともに、二十三歳の娘を東京芝神明前喜兵衛方へ、二十歳の娘を馬橋村平助方に奉公に出している。この層では、兼業をしても一家の生計は支えられ

も、十八歳の娘を奉公に出しているが（良助自身玉子売買をなす）、それは「東京松平左京大夫内丹羽亦右衛門方へ奉公」という

ず、子供を他へ奉公に出して口べらしを凶っているのである。なお、持高八石三斗、組頭役で、農馬一疋を持つ梅原良助家

表1-10 橘樹郡末長村農民の石高構成（明治5年3月）

持高	専業	兼業	計	所有農馬	他へ奉公人を出す家数	明治4年桑植付	
						総数	1戸当たり
0（水呑）	1戸	0戸	1戸	0疋	0戸	0本	0本0
1石未満	6*	2	8	0	0	17	2.1
1石以上	17	11	28	1	4	457	16.3
5石以上	6	9	15	2	1	435	29.0
10石以上	11	6	17	5	1	1,108	65.2
22石	1	0	1	1	0	141	141.0
30石—33石	2	0	2	2	0	324	162.0
計	44	28	72	11	6	2,482	34.4

- 注 1 「明治5年3月橘樹郡末長村戸籍」、兼業は「明治6年11月農間渡世書上帳」、桑植付数は「明治4年2月桑植附覚帳」より作成（いずれも高津区中山家文書）。
- 2 *うち3戸は潰家。
- 3 寺社、他村入作者を含まない。
- 4 日雇稼などは不明。

表1-11 明治5年(1872)—6年橘樹郡北綱島村の農産物商品化

品目	作付面積	明治5年		売捌		商品化率	
		産額	自用費消	明治5年	明治6年	%	%
米	町 35.2	石 420.7*	石 222.3	石 82.9	石 22.3	5.7—19.7	
大小	麦	15.0	225.3	220.8	4.5	0.0	0.0—1.9
大小	麦	2.0	24.0	18.0	6.0	10.0	25.0—38.0
大小	豆	6.0	48.0	30.0	18.0	8.0	33.3—37.5
大小	豆	0.8	3.2	2.2	1.0	0.0	0.0—31.2
	粟黍	7.0	112.0	102.0	10.0	0.0	0.0—9.8
	黍	1.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0
菜	種	2.0	12.0	10.0	2.0	3.0	16.6—21.4
空	豆	1.5	18.0	10.0	8.0	10.3	44.4—52.8
胡	麻	1.2	4.8	3.2	1.6	1.4	33.3—38.8
稗		2.0	32.0	32.0	0.0	0.0	0
木	綿	2.5	25貫	25貫	0.0	0.0	0
鬼	燈	1.5	300杯	0	300杯	225杯	100
絞	油	—	9石5	0	9石5	9石5	100
濁	酒	—	10石	0	10石	—	100

- 注 1 明治5,6年「物産表」（横浜市港北区 飯田助丸家文書）より作成。
- 2 *米は産額のうち、明治5,6年とも115石4斗余を貢納している。

武家奉公で、下層農子女の奉公とは趣きを異にする。

以上維新期の橘樹郡諸村では、養蚕は全くといってよいほど普及していなかった。これは表一―一―での考察を裏付けている。しかし、末長村では、明治四年二月、県によって、全農家に持高に応じた桑の植付が半ば強制的に奨励され(表一―一〇)、養蚕の普及が図られた。しかし、末長村の場合、一八七九―一八〇年の『農産表』にも、繭の産出は計上がみられず、県の勸農策は徒労に帰したとみられる。

北綱島村の さきに見たように、『神奈川県地誌略』は、橘樹郡の特産品として、鬼燈ほおずきをあげている。その主産地は、北綱**ほおずき** 島村とその周辺である。北綱島村は、作付構成では、これまでみてきた同郡諸村とさして変わらないが、各種農産物が少量ずつ販売されている。なかで際立っているのが鬼燈の栽培で、愛玩品として、主に町場での特殊で限られた需要しかないのにもかかわらず、特産地として一町五反というまとまった作付面積をもち、仲買人によって横浜・東京へ販売されていた。菊名を経て神奈川駅にいたる里道に沿ったこの村では、商業的農業の発展がみられる(表一―一一)。

幕末維新期の 慶応二年(一八六六)にはじまる物価騰貴は、東海道宿駅の打ちこわしや武州騒動の後も引き続き農村へ動揺**都筑郡諸村** を及ぼした。慶応三年三月から五月にかけて、都筑郡諸村に廻達された関東御取締出役の申論(『資料編』10

近世(7) 丑号 には、「近来物価騰貴、別して米穀は日を追い高価に至り……矢張穀相場相進み、窮民共当夏麦作収入迄取締方出来兼候哉に申唱、人氣不穩、既野州筋にては窮民騒立、身元宜者の金子掠奪致、又は人家打毀、其他右の萌しは所々に相聞候……」とあるが、この「萌し」は、右の廻達があった膝元の都筑郡下白根村で同年二月にみられた。すなわち、二月二十一日、鎮守不動社に小前・組頭・百姓代が残らず集まり、名主五郎左衛門に対し、(一)「追々穀物高値にて暮し方相立申さず候に付」村内で米所持の者は、去年暮の年貢米貢納相場で、米を残らず小前に売り渡すこと、(二)また、村内米所持の者は他へ米を売却し